

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月22日

名古屋法務局半田支局 登記官 杉山 元

#### 記

- 1 手続番号  
第1802-2024-0034号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
知多市日長字森下20番3
- 3 地目  
雑種地
- 4 地積  
16平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先
  - (1) 半田支局
  - (2) 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号  
名古屋法務局不動産登記部門 地図整備室